

2010 年 2 月 4 日

日本機械輸出組合
組合員企業各位

米国 10+2 ルールの今後の運用について（続報）

日本機械輸出組合

本年 1 月 26 日に本格導入された 10+2 ルールの今後の運用について、組合員企業から既
に多くのお問合せを頂いておりますが、特に以下の 2 つの点について、本分野の第一人者
であるロバート・ピサーニ弁護士を始めとする米国関係者から新たな情報を頂きましたの
で、参考になさってください。

■ 各四半期の対象月をどのように考えたらよいか

米国 CBP(米国税関・国境取締局)は段階的に本格的な導入を進めていきますが、各四半期の厳
密な対象月は公表しておりません。AAEI(米国輸出入団体)では、第一四半期を 1 月 26 日から 4 月ま
で、第二四半期を 5 月からとホームページで公表しておりますが、およそこの流れで進むのではないかと思
われます。

■ 第二四半期に 10+2 ルール上の申告漏れがあっても問題視されないと考えてよいか

第二四半期において申告漏れがあっても、ISF 申告に真摯に取り組んでいる場合は、損害賠償が請
求されないと考えてよいと思います。しかし CBP は、1 月 26 日以降、申告記録をしっかりと見えています。
本来申告を行わなければならないのに全く行わないとか、CBP からの申告要請に全くこたえないといった悪
質の場合については、罰則がかけられるかもしれません。CBP は輸入者に損害賠償を請求する権利を常
に持っていますし、貨物が米国に到着次第、収容、留置したり、検査したりすることがあります。

DNL(Do Not Load: 不積み通知)は、第一四半期、第二四半期は、申告漏れを理由に出されないと
思いますが、本来 DNL は国家安全保障に重大な影響を与えると見られる貨物であれば、CBP はいつで
も出すことができるので、注意が必要です。

また C-TPAT 認定事業者で、申告率や ISF 情報精度が著しく低いと、同社の幹部層ヘレターが発出
され、C-TPAT のステータスに影響が出る旨言及されることも想定されますので、十分に注意が必要で
す。

以上